

輿共廿五丁、鈞輿也、次荷輿廿五丁、塗輿廿丁出仕也、次清華堂上已下悉出仕也。

〔下學集下器財リヤウキヤウ〕涼輿リヤウキヤウ所乘所乘

涼輿  
塵取

〔撮壤集中塵取チリトリ〕塵取

〔常照愚草〕一ぬりごし御免の事略○中 入道にては不及御免候由候へども、いかゞ候哉略○中 自然忍

て乗用の時は、ちりとりのにり候てなど、ひげの詞申事も在之、

〔貞丈雜記七輿〕一塵取と云物も、輿の類也、日置流法要錄抄に、輿に行合たる時の式體、弓手へ打のけ

ておるべし中略、又下すだれみせぎぬ出したる輿におるべき也、ちりとりには、うちよけて通る

べしとあり、

〔嬉遊笑覽二下器用〕塵取は略○中 今も塵をとる具に、むしろの端に繩を付て、二人して昇もの、如くな

るべし、師門物語寛永六年の寫本、是も室町頃の草子なり、上卷、御こしをつまどの口へたてまうす、御供の女房達のち

りとりまで、十六ちやうこそかきすゑたれ師門夫婦、鹽がま明これらに参りし處なり、これらの塵取と云は、麤末なる鈞

輿の類なるべし、

〔太平記 二十九〕師直以下被誅事、附仁義血氣勇者事

河津左衛門ハ、小清水ノ合戰ニ痛手ヲ負タリケル間、馬ニハ乗得ズシテ、塵取ニカ、レテ、遙ノ跡

ニ來ケルガ、執事直○師 コソ已ニ討レサセ給ツレト、人ノ云ヲ聞テ、アトル辻堂ノ有ケルニ、輿昇居

サセ、腹搔切テ死ニケリ、

〔朝觀行幸部類〕慶安四年二月廿五日、卯刻天皇光明後 渡御南殿略○中 左右次將上首二人引鳳輦、豫寄

月花門内、次將二人分、左右、褰御輿、御簾、而見御裝束具否、

〔娶入記〕二御こしの下、すだれの事、上のすだれのうちより、ひきとをして、上がひをうへへなし、こ

しのやねのごとく、むねをたて候て、かけ候べく、すそのきぬも、いななのつなも、ながえのほかへ出

輿具